平成２４年（フ）第８０３号
仙台市青葉区八幡６丁目８番１―107号
債務者　竹内　茂樹
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　彰二
4　破産債権の届出期間　平成25年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８９５号
仙台市太白区太子堂20番２号　エクセル太子堂203、従前の住所仙台市宮城野区銀杏町32番21―111号
債務者　小野寺義明
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　彰二
4　破産債権の届出期間　平成25年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午後２時50分
6　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７号
山形県米沢市城南１丁目９番11号
債務者　駒形商店こと　駒形憲治郎
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川　　孝
4　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１５０号
仙台市泉区南中山１丁目28番地の５　ハイネス南中山102、従前の住所福島県二本松市表１丁目551番地６　エスペランス表Ｅ号棟
債務者　渋谷　　勝
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　初美
4　破産債権の届出期間　平成25年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第７７号
山梨県都留市下谷４丁目４番44号
債務者　原田和可子（旧姓京谷）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　昌幸
4　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第６号
三重県松阪市松崎浦町675番地、住民票上の住所三重県松阪市松崎浦町181番地２
債務者　大西　常夫
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６９９４号
大阪市住之江区南加賀屋３丁目６番21号　サンライズ４Ｆ
債務者　中村　弘一
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　致男
4　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月11日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４号
鹿児島県指宿市山川成川1128番地６
債務者　林元　史明
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　徹
4　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第４９９号
北海道上川郡比布町南町１丁目６番14―３号
債務者　遠藤　孝一
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月27日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５９号
岩手県奥州市水沢区字南大鐘105番地１
債務者　佐藤　康文
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桝田　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第８６０号
埼玉県所沢市並木３丁目１番地４―705
債務者　今　　正徳
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　与川　勇馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２７０号
香川県高松市屋島西町2497番地１　ファミール屋島西町605号室
債務者　石谷　敦志
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第５９８号
岡山市北区西辛川681番地２　シャーメゾンプラサ101号、旧住所大阪府三島郡島本町山崎２丁目１番２―814号
債務者　矢野　暁美
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　作花　知志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月27日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６７号
広島市中区銀山町７番５―602号
債務者　中本美佐緒
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　誠裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８０９号
広島市南区東雲３丁目７番12―401号、申立時の住所広島市南区東雲３丁目15番16―４号
債務者　加藤　洋二
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　誠裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午後４時50分
5　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部